

本事業の業務実施体制について

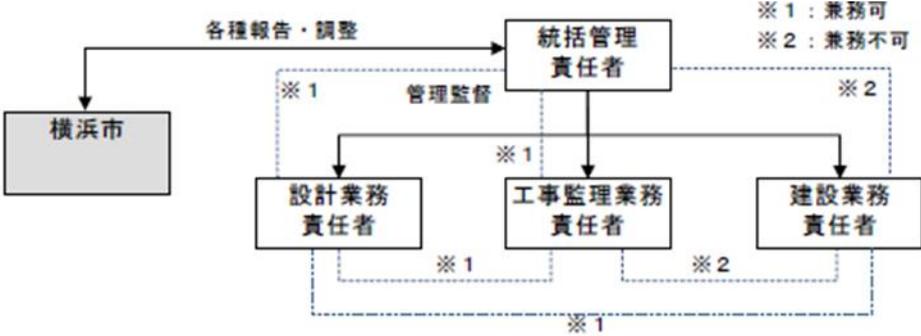
本事業の業務実施に当たっては、「設計・建設期間」及び「維持管理・運営期間」において統括管理責任者を配置するとともに、設計、工事監理、建設、維持管理、運営の各個別業務の業務責任者を配置し、市への各種報告・調整を適切に行うこととする。

なお、統括管理責任者は、各個別業務の業務責任者が兼務すること（一部業務を除く）や、「設計・建設期間」及び「維持管理・運営期間」で同一の者を配置することは可能である。

また、統括管理責任者は、原則として本事業に共に取り組む事業者又は協力企業から選出することとし、事前に市の承諾を得ること。

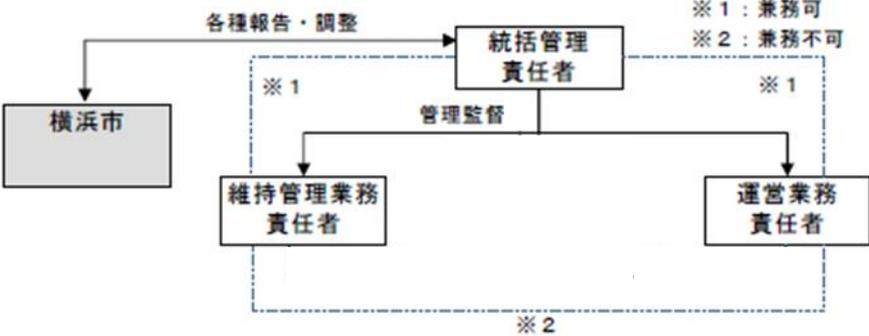
1 設計・建設期間

設計・建設期間中は、「統括管理責任者」、「設計業務責任者」、「工事監理業務責任者」、「建設業務責任者」を任命し、統括管理責任者の管理監督のもと、各業務を実施する。



2 維持管理・運営期間

維持管理・運営期間中は、「統括管理責任者」、「維持管理業務責任者」、「運営業務責任者」を任命し、統括管理責任者の管理監督のもと、維持管理・運営業務を実施する。



基本的性能に関する資料

1 社会性に関する性能

1.1 景観性に関する性能

1.1.1 景観性に関する性能

分類	I	II
対象とする施設	特性の豊かな地域に立地する施設、地域との連携が特に求められる施設等	分類 I に該当しない施設
性能の水準	地域の特性を考慮しつつ、周辺環境との調和が図られ、良好な景観の形成について配慮されている。	周辺環境との調和が図られ、良好な景観の形成について配慮されている。

2 環境保全性に関する性能

- 「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」を遵守する。

3 安全性に関する性能

3.1 防災性に関する性能

3.1.1 耐震に関する性能

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

3.1.2 耐火災に関する性能

1) 耐火に関する性能

分類	I	II	III	IV
対象とする室等	特に重要な財産・情報を保管する室	重要な財産・情報を保管する室	危険物を貯蔵又は使用する室、火気を使用する室、設備関係諸室等	分類I、II及びIIIに該当しない室等
性能の水準	対象とする室以外で発生した火災による財産・情報の損失又は滅失及び損傷、き損又は劣化の防止が図られている。	対象とする室以外で発生した火災による財産・情報の損失又は滅失の防止が図られている。	火災による建築物の倒壊に至る主要構造部の損傷及び対象とする室の内外的間での延焼の防止が図られている。	火災による建築物の倒壊に至る主要構造部の損傷及び隣接する防火区画への延焼の防止が図られている。

2) 初期火災の拡大防止に関する性能

分類	I	II
対象とする室等	重要な財産・情報を保管する室	分類Iに該当しない室等
性能の水準	出火しにくいよう配慮されているとともに、初期火災の段階での消火が可能となっており、重要な財産・情報への被害を最小限にとどめることができる。	出火しにくいよう配慮されているとともに、初期火災の段階での消火が可能となっている。

3) 火災時の避難安全確保に関する性能

分類	I	II
対象とする施設	不特定かつ多数の人が利用する施設	分類Iに該当しない施設
性能の水準	高齢者、障害者等を含めた不特定かつ多数の利用者の安全な避難の確保が図られている。	施設の職員等特定の利用者の安全な避難の確保が図られている。

3.1.3 耐風に関する性能

1) 構造体の耐風に関する性能

分類	I	II	III
対象とする施設	災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵若しくは使用する施設又は重要な財産・情報を保管する施設のうち特に重要なもの	災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵若しくは使用する施設又は重要な財産・情報を保管する施設	分類 I 及び II に該当しない施設
性能の水準	稀に発生する暴風に比べ、遭遇する可能性が十分低い暴風に対して、人命の安全に加えて機能の確保が図られている。	稀に発生する暴風に比べ、遭遇する可能性が低い暴風に対して、人命の安全に加えて機能の確保が図られている。	稀に発生する暴風に対して、人命の安全に加えて機能の確保が図られている。

2) 建築非構造部材の耐風に関する性能

- 「構造体の耐風に関する性能」に同じ。

3) 建築設備の耐風に関する性能

- 「構造体の耐風に関する性能」に同じ。

3.1.4 耐雪・耐寒に関する性能

1) 構造体の耐雪・耐寒に関する性能

- 構造体に、稀に発生する積雪により使用上の支障が生じず、地盤凍結により損傷が生じないことを性能の水準とし、これを確保する。

2) 外部空間、建築物の形状、仕上げ等及び建築設備の耐雪・耐寒に関する性能

- 積雪、雪害、凍結又は凍害の影響を受ける地域に立地する施設について、積雪、雪害、凍結又は凍害に対して、外部空間、建築物の形状、仕上げ等及び建築設備に係る安全性及び機能の確保が図られていることを性能の水準とし、これを確保する。

3.1.5 対落雷に関する性能

分類	I	II	III
対象とする施設	停止が許されない重要な通信・情報処理装置が設置される施設等	施設自体の保護が必要な施設等	分類 I 及び II に該当しない施設 施設外への落雷に対して、施設の主要な機能の確保が図られている。
性能の水準	落雷に対して、人命の安全に加えて、施設及び施設内のすべての通信・情報機器の機能の確保が図られている。	落雷に対して、人命の安全に加えて、施設及び施設内の重要な通信・情報機器の機能の確保が図られている。	

3.1.6 常時荷重に関する性能

- 常時荷重により構造体に使用上の支障が生じないことを性能の水準とし、これを確保する。

3.2 機能維持性に関する性能

3.2.1 機能維持性に関する性能

分類	I	II
対象とする施設	活動拠点室その他継続的な国家機関としての機能の維持が必要な室を有する施設	分類 I に該当しない施設
性能の水準	ライフラインが途絶した場合等においても、相当期間にわたり必要な国家機関としての機能を維持するために要する機能が確保されている。	ライフラインが途絶した場合等においては、一時的に機能を維持できなくなるが、ライフラインの回復等に伴い、所要の機能を速やかに復旧できる。

3.3 防犯に関する性能

3.3.1 防犯に関する性能

分類	I	II	III
対象とする室等	上級室等の重要な室、重要な財産を保管する室等	事務室、会議室等、設備関係諸室	分類 I 及び II に該当しない建物内の室等
性能の水準	想定される脅威による官庁施設の利用者、執務者及び財産に対する犯罪の防止が特に図られている。	想定される脅威による官庁施設の利用者、執務者及び財産に対する犯罪の防止又は抑止が図られている。	想定される脅威による官庁施設の利用者、執務者及び財産に対する犯罪の抑止が図られている。

4 機能性に関する性能

4.1 利便性に関する性能

4.1.1 移動に関する性能

- 用途、目的、利用状況等に応じた移動空間及び搬送設備が確保されており、人の移動、物の搬送等が円滑かつ安全に行えることを性能の水準とし、これを確保する。

4.1.2 操作に関する性能

- 可動部又は操作部の安全性の確保が図られていることを性能の水準とし、これを確保する。

4.2 ユニバーサルデザインに関する性能

4.2.1 ユニバーサルデザインに関する性能

- すべての施設利用者が、できる限り、円滑かつ快適に利用できるものとする。

4.3 室内環境性に関する性能

4.3.1 音環境に関する性能

分類	I	II	III
対象とする室等	上級室、会議室等のうち特に重要なもの	上級室、会議室等	事務室等
性能の水準	会議、応接等に必要な静寂さが確保され、かつ、音声の漏洩が防止されており、さらに、室内が静寂な時でも周囲の音が気にならないものとなっている。	会議、応接等に必要な静寂さが確保され、かつ、音声の漏洩が防止されている。	事務作業等に適した静寂さが確保されている。

4.3.2 光環境に関する性能

分類	I	II	III
対象とする室等	講演又はプレゼンテーションを行う室等	事務作業を行う室等	分類 I 及び II に該当しない室等
性能の水準	室等の用途、利用者の活動内容等に応じた適切な光環境が確保されているとともに、特に室の機能に合わせた光の演出ができる機能が確保されている。	室等の用途、利用者の活動内容等に応じた適切な光環境が確保されているとともに、特に目の疲労を防ぎ、能率良く作業するための視環境が確保されている。	室等の用途、利用者の活動内容等に応じた適切な光環境が確保されている。

4.3.3 熱環境に関する性能

分類	I	II	III
対象とする室等	来客等による利用者数の大幅な変化又は不規則な利用が予想される室等	事務作業を行う室等	熱環境の確保が必要な設備関係諸室、通信・情報機器室、倉庫等
性能の水準	事務作業等に適しているとともに、負荷変動応答性に優れ、個別に制御可能な熱環境が確保されている。	事務作業等に適した熱環境が確保されている。	機器等の機能維持、収容物の状態維持等に適した熱環境が確保されている。

4.3.4 空気環境に関する性能

分類	I	II
対象とする室等	事務作業を行う室等	空気環境の確保が必要な設備関係諸室、通信・情報機器室、倉庫等、又は燃焼ガス若しくは排気ガスの発生する室等
性能の水準	事務作業等に適した空気環境が確保されている。	機器等の機能維持、収容物の状態維持等に適した空気環境が確保されている。

4.3.5 衛生環境に関する性能

- 人の健康等に悪影響を与えない衛生環境が確保されていることを性能の水準とし、これを確保する。

4.3.6 振動に関する性能

1) 人の動作又は設備による振動に関する性能

- 居室等について、人の動作又は設備による振動を感じやすい条件下において、心理的又は生理的に不快となる振動が生じないことを性能の水準とし、これを確保する。

2) 交通による振動に関する性能

- 居室等について、交通による振動を感じやすい条件下において、心理的又は生理的に不快となる振動が生じないことを性能の水準とし、これを確保する。

3) 風による振動に関する性能

- 風による振動を感じやすい条件下において、心理的又は生理的に不快となる振動が生じないことを性能の水準とし、これを確保する。

4.4 情報化対応性に関する性能

4.4.1 情報化対応性に関する性能

1) 情報処理機能に係る情報化対応性に関する性能

分類	I	II	III
対象とする室等	重要な又は大容量の通信・情報処理装置を収容する室等	1人当たり1台程度の端末機が導入される事務室等	分類I及びIIに該当しない事務室等
性能の水準	大容量の情報を処理できる通信・情報処理装置を設置し、通信・情報システムを構築することができる。	通信・情報システムを構築することができる。	端末機を設置することができる。

2) 情報交流機能に係る情報化対応性に関する性能

分類	I	II
対象とする施設	窓口業務のある施設等のうち特に利用者との情報交換を要するもの	窓口業務のある施設等のうち特に利用者への情報表示を要するもの
性能の水準	利用者とは多様な手段で情報交換できる通信・情報システムが設置できる。	利用者へ情報提供できる通信・情報システムが設置できる。

5 経済性に関する性能

5.1 耐用性に関する性能

5.1.1 耐久性に関する性能

1) 構造体の耐久性に関する性能

- 目標とする使用期間を考慮し、適切に構造体及び被覆等の修繕等（ただし、大規模な修繕を除く。）をすることにより、大規模な修繕を行わずに、長期的に構造耐力上必要な性能を確保できるものとなっていることを性能の水準とし、これを確保する。

2) 建築非構造部材の耐久性に関する性能

- ライフサイクルコストの最適化が図られるよう、建築資機材の特性、更新周期等を考慮した合理的な耐久性が確保されていることを性能の水準とし、これを確保する。

3) 建築設備の耐久性に関する性能

- ライフサイクルコストの最適化が図られるよう、設備資機材の特性、更新周期等を考慮した合理的な耐久性が確保されていることを性能の水準とし、これを確保する。

5.1.2 フレキシビリティに関する性能

分類	I	II
対象とする施設	入居官署の変更等による大幅な施設若しくは室等の用途等の変更、又は大幅な執務形態、設備システム等の変更が予想される施設	分類 I に該当しない施設
性能の水準	施設又は室等の用途、執務形態等の大幅な変更等に柔軟に対応できる。	施設又は室等の用途、執務形態等の軽微な変更等に柔軟に対応できる。

5.2 保全性に関する性能

5.2.1 作業性に関する性能

- 清掃、点検・保守等の維持管理が、効率的かつ安全に行えることを性能の水準とし、これを確保する。

5.2.2 更新性に関する性能

- 材料、機器等の更新が、経済的かつ容易に行えることを性能の水準とし、これを確保する。

○近郊緑地保全制度の概要

① 制定の経緯

昭和30年代、大都市の既成市街地等への人口と産業の集中に伴い、大都市近郊において無秩序な市街地化が進み、緑地等が荒廃することにより、地域住民の生活環境が著しく悪化した。

このような中、昭和38年に成立した近畿圏整備法の第14条の規定において、近畿圏の地域内において文化財を保存し、緑地を保全し、又は観光資源を保全し、若しくは開発する必要があると認める区域を保全区域として指定し、その整備に関し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとされた。

しかしながら、住宅、産業、観光施設等の開発に伴い、郷土特有の自然美や貴重な文化遺産及び大都市近郊の緑地の改廃は日とともに激しさを加えていた。一方、近畿圏に所在する豊富な観光資源を開発し、これを活用することは、国民の健全な生活の意欲を増進するために、きわめて肝要なことであり、また、大都市生活をはじめとする近畿圏内の住民の生活水準の向上、交通機関の発達に伴うレクリエーション活動の需要にこたえる必要があるため、これらの諸点を勘案した広域的、かつ、総合的な整備計画を樹立することは喫緊の要務となってきた。また、大都市圏近郊に存する緑地は、無秩序な市街地化が活発となり、あるいは、交通施設の整備と関連して荒廃が著しく放置できない状況になった。

緑地を保全する制度としては、従来から、都市公園法、自然公園法等に基づき各種の施策が講じられていたが、上述のような保全区域の実情等をおかんがみ、保全区域全体についての整備計画を樹立するとともに、昭和42年、特に緊急に保護を必要とする近郊緑地の保全のための制度の確立を図るため、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」（以下「近保法」という）が制定された。

② 内 容

(1) 近郊緑地の定義（近保法 § 2 ③）

「近郊緑地」とは、既成都市区域の近郊における保全区域内の樹林地（これに隣接する土地でこれと一体となって緑地を形成しているもの及びこれに隣接する池沼を含む。）であって、相当規模の広さを有しているものをいう。

(2) 近郊緑地保全区域の指定（近保法 § 5）

国土交通大臣は、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であ

り、かつ、これを保全することによって得られる既成都市区域及びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しい近郊緑地の土地の区域を、近郊緑地保全区域として指定することができる。

(3) 近郊緑地特別保全地区に関する都市計画（近保法 § 6）

府県知事は、近郊緑地保全区域内において近郊緑地の保全上枢要な部分を構成している地域について、都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。

(4) 指定の準備のための土地の立入り等（近保法 § 7）

国土交通大臣は、近郊緑地保全区域の指定の準備のために、他人の占有する土地に立入る権限が与えられている。

(5) 近郊緑地保全区域内における行為の届出（近保法 § 8）

近郊緑地保全区域（近郊緑地特別保全地区を除く。）内において、建築物等の建築、宅地の造成等を行おうとする者は、あらかじめ府県知事（政令市長を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。この場合、府県知事は、近郊緑地の保全のため必要な助言又は勧告をすることができる。

また、国の機関が届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、府県知事にその旨を通知しなければならない。

(6) 管理協定の締結等（近保法 § 9）

地方公共団体又は緑地管理機構は、近郊緑地保全区域内の土地の所有者等と、当該近郊緑地に関する管理の方法に関する事項、保全に必要な施設の整備に関する事項、管理協定に違反した場合の措置等を定めた管理協定を締結し、近郊緑地の管理を行うことができる。

(7) 近郊緑地特別保全地区内における行為の許可（都市緑地法 § 14）

近郊緑地特別保全地区内においては、建築物等の建築、宅地の造成等の行為は、府県知事の許可を受けなければ、してはならない。これに違反した者に対しては、現状回復等を命ずることができる。

(8) 行為の規制に伴う損失の補償及び土地の買入れ（都市緑地法 § 16、17）

上記の許可を得ることができないため損失を受けた者に対しては、府県は、通常生ずべき損失を補償する。また、府県（市町村、緑地管理機構）は、上記の許可を受けることができないため土地利用に著しい支障をきたすことにより当該土地を買い入れるべき旨の申出があった場合には、当該土地を買い入れるものとする。

公有財産の取扱いについて

1 公有財産の取扱い

事業者の提案による本施設の目的外使用にあたる事業は、「横浜市公有財産規則（昭和 39 年 3 月 31 日規則第 60 号）」第 21 条に基づく行政財産の目的外使用の許可として取り扱う。

2 使用期間

使用期間は、本施設の運営開始日から事業期間終了までとする。ただし、横浜市公有財産規則第 26 条に基づき、1 年ごとに更新するものとする。

3 使用料の額

横浜市公有財産規則第 27 条に基づき、下記のとおり設定する。

$$\text{使用料月額} = \left(\text{建物価格} \times \frac{5.6}{1,000} + \text{土地価格} \times \frac{2.5}{1,000} \right) \times \frac{\text{使用許可面積}}{\text{建物面積}}$$

- 建物価格： 横浜市財産評価審議会が評定した建物価格。
土地価格： 横浜市財産評価審議会が評定した土地価格。
使用許可面積： 運営にあたって、市長から使用許可を受けた面積。
建物面積： 本施設の延べ面積。

ただし、自動販売機の場合は、土地価格、建物価格、使用許可面積にかかわらず定額とする。（建物内 3,100 円／月、建物外 900 円／月）

4 使用料の改訂

使用料は、社会経済情勢の変動その他の理由により、その額が実情にそぐわなくなったときは、すみやかに適正な額に改訂するものとする。

5 使用料の納付期日

使用料については、市長が定める期日までに納めるものとする。

6 使用財産の維持保存、改良等

使用財産の維持保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて選定事業者の負担とする。

また、選定事業者は、事業期間が終了した場合又は使用許可を取り消された場合において、当該使用財産に投じた修繕費等の必要費、改良否等の有益費及びその他費用があっても、これを市に請求することはできない。

7 使用許可の取消し

次の各号のいずれかに該当した場合、市は使用許可を取り消すことができる。

- ① 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。
- ② 使用料を、その納付期限後3月以上経過して、なお納めないとき。
- ③ その他使用許可の条件又は横浜市公有財産規則の規定に違反したとき。

主な既存設備機器等の状況（参考）＊具体的な機器・設置年・台数は、竣工図及び改修履歴等で確認すること。

施設	中項目	機器	設置年	耐用年数(想定)	台数		
本館	空調設備	冷温水発生機（冷房能力 352kW、暖房能力 383kW）	2007	20	2		
		冷却塔（640kW）	2007	15	2		
		ポンプ類（冷却ポンプ）	2007	20	2		
		ポンプ類（冷温水ポンプ）	2007	20	2		
		空調配管類	1991	30	1		
		空調機（AHU-1）	2007	20	1		
		空調機（AHU-2）	2007	20	1		
		空調機（AHU-3）	1991	20	2		
		ファンコイルユニット	1991	20	66		
		EHP 室外機	2009	15	1		
		EHP 室内機	2009	15	5		
		ルームエアコン	2007	7	3		
		シロッコファン	1991	20	9		
		シロッコファン	2000	20	1		
		シロッコファン	2011	20	1		
		斜流ファン	1991	20	33		
		斜流ファン	2000	20	1		
		斜流ファン	2006	20	1		
		軸流ファン	1991	20	3		
		排煙機	1991	20	1		
	全熱交換器（天井カセット）	1991	20	60			
	自動制御（中央監視装置共）	2007	15	1			
	給排水衛生設備	受水槽	1991	30	1		
		給水ポンプ	2007	20	1		
		ボイラー（真空式、缶体出力 581kW）	2007	15	2		
		ポンプ類（渦巻型）	1991	20	4		
		ポンプ類（渦巻型）	2007	20	6		
		衛生配管類	1991	30	1		
		ろ過機	1991	7	8		
		洗面器	1991	15	101		
		小便器	1991	15	15		
		大便器	1991	15	50		
		掃除用流し	1991	15	9		
		湧水ポンプ	1991	15	12		
		汚水ポンプ	1991	15	2		
		汚水ポンプ	2001	15	2		
		汚水ポンプ	2003	15	4		
	消防設備	消火水槽	1991	30	1		
		消火配管類	1991	30	1		
		消火ポンプ（ユニット型）	1991	20	1		
		スプリンクラーポンプ（ユニット型）	1991	20	1		
	別館	空調設備	EHP 室外機	2009	15	1	
			EHP 室内機	2009	15	5	
ルームエアコン			1991	7	8		
斜流ファン			1991	20	2		
天井扇			1991	10	1		
全熱交換器（天カセ）			1991	20	2		
自動制御			1991	15	1		
給排水衛生設備		洗面器	1991	15	11		
		小便器	1991	15	8		
		大便器	1991	15	9		
		衛生配管類	1991	30	1		
		掃除用流し	1991	15	3		
		全館	電気設備	受変電設備（屋内）	1991	30	1
				発電機設備（屋内）	2008	30	1
蓄電池設備（屋内）	2007			20	1		
高圧引込ケーブル	1992			25	1		
ケーブル類	1991			30	1		
照明器具設備（外灯・防災含む）	1991			15	1		
電話設備	2006			20	1		
非常放送設備	1991			20	1		
自火報・防排煙設備	1991			20	1		

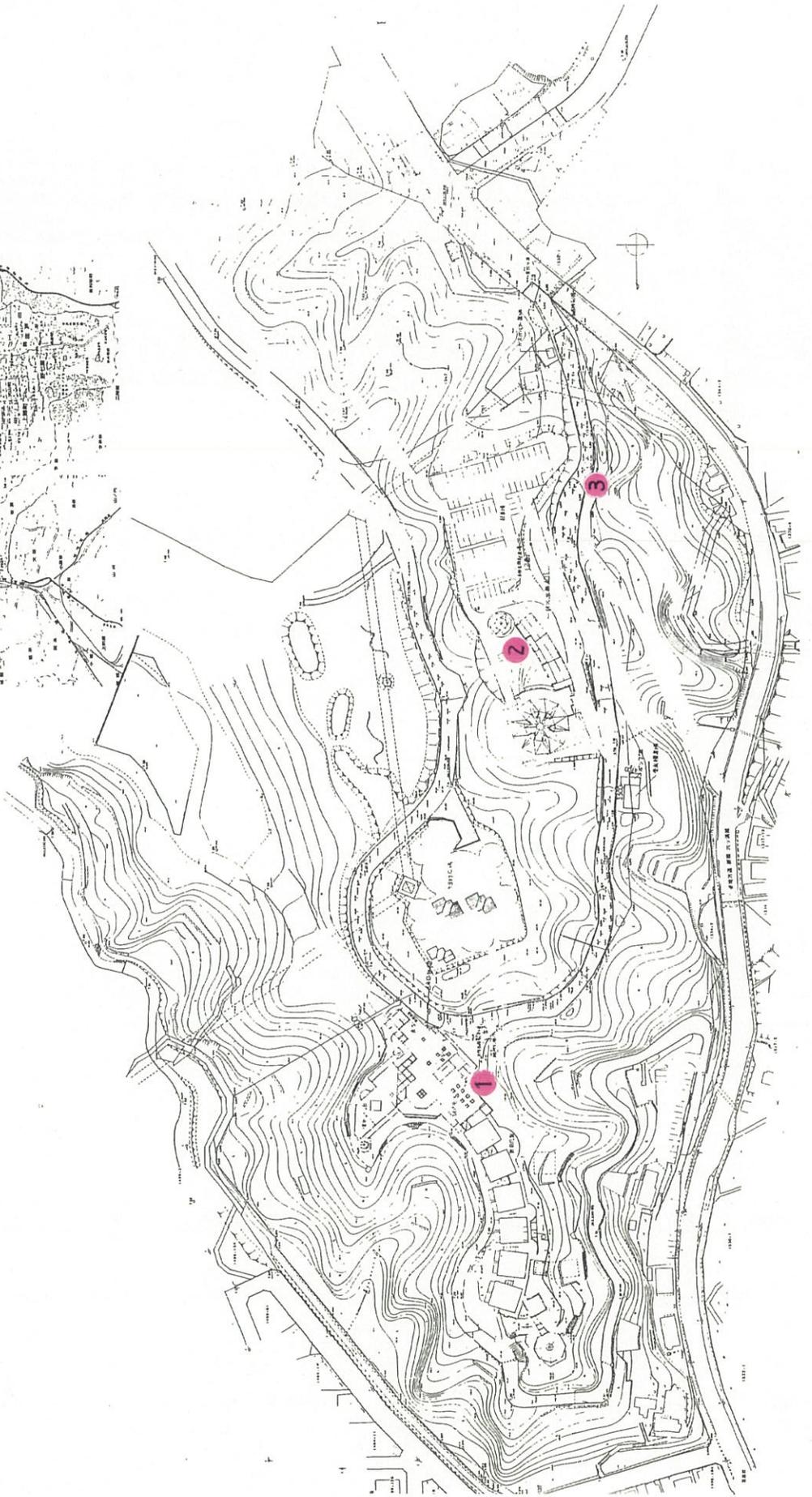
出所) 横浜市資料より作成。

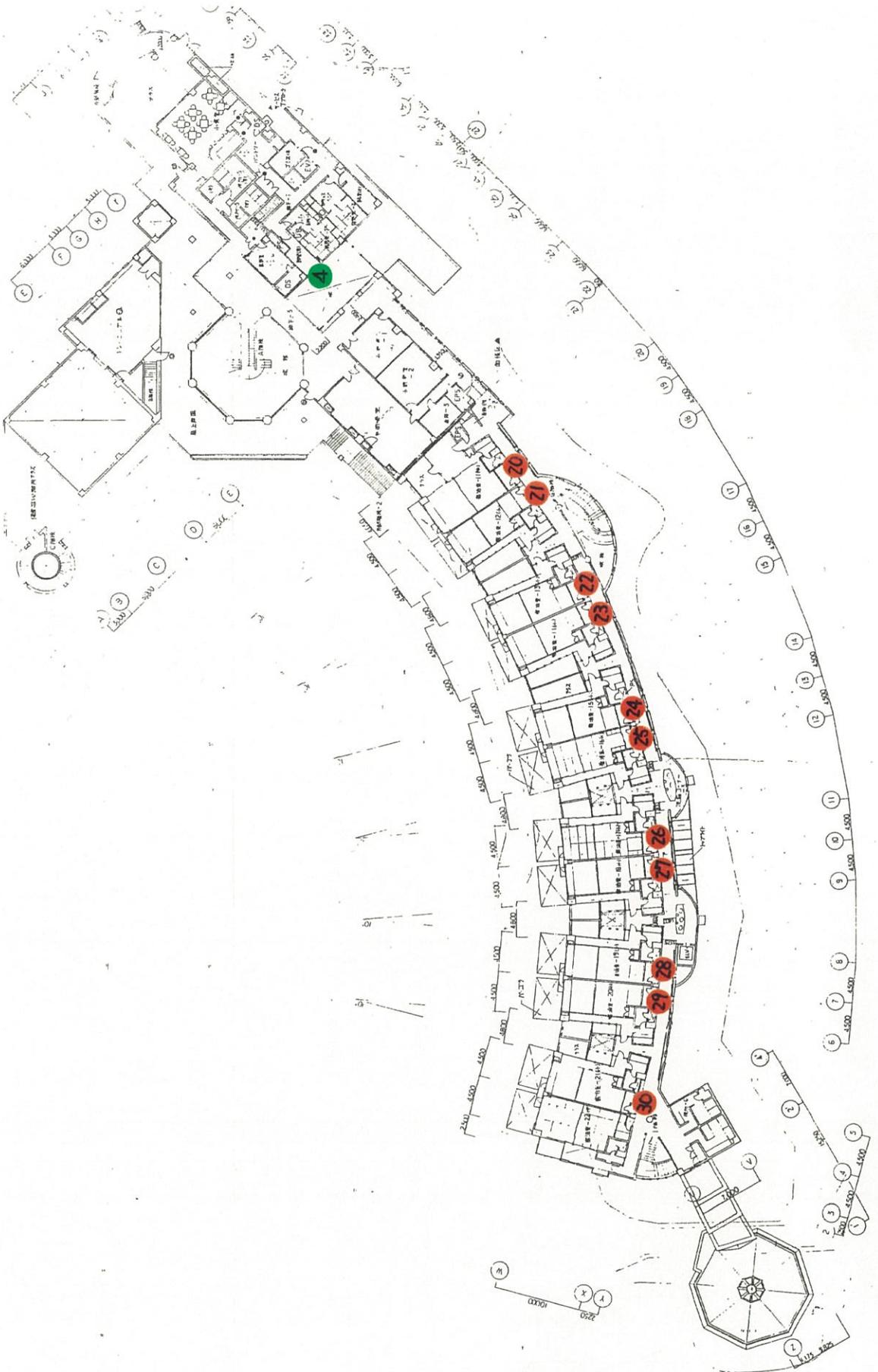
設置作品リスト

No.	種別	作家名	作品名	材質	形状
15	人形6	奥田小由女	いっく 慈しみ	特殊樹脂胡粉仕上	W120×D120×H180
16	レリーフ	奥田小由女	しあわせの森	特殊樹脂胡粉仕上	W2540×H1460
17	タペストリー-1	内井乃生	ふれあい	麻、綿モール糸	W1600×H2000
18	タペストリー-2	内井乃生	無題	麻、綿モール糸	W3000×H600
19	タペストリー-3	内井乃生	無題	麻、綿モール糸	W750×H2100
20	タペストリー-4	内井乃生	森の木達	麻、綿モール糸	W1250×H1800
21	タペストリー-5	内井乃生	森の木達	麻、綿モール糸	W1250×H1800
22	タペストリー-6	内井乃生	森の木達	麻、綿モール糸	W1250×H1800
23	タペストリー-7	内井乃生	森の木達	麻、綿モール糸	W1250×H1800
24	タペストリー-8	内井乃生	森の木達	麻、綿モール糸	W1250×H1800
25	タペストリー-9	内井乃生	森の木達	麻、綿モール糸	W1250×H1800
26	タペストリー-10	内井乃生	森の木達	麻、綿モール糸	W1250×H1800
27	タペストリー-11	内井乃生	森の木達	麻、綿モール糸	W1250×H1800
28	タペストリー-12	内井乃生	森の木達	麻、綿モール糸	W1250×H1800
29	タペストリー-13	内井乃生	森の木達	麻、綿モール糸	W1250×H1800
30	タペストリー-14	内井乃生	森の木達	麻、綿モール糸	W1250×H1800

設置作品リスト

No.	種別	作家名	作品名	材質	形状
1	野外彫刻	関根伸夫	森の精A	ブロンズ製 (芯材:鉄パイプ100φ)	W=2500~3000 H=3500~4000
2	野外彫刻	関根伸夫	森の精B	ブロンズ製 (芯材:鉄パイプ100φ)	W=2500~3000 H=3500~4000
3	野外彫刻	関根伸夫	森の精C	ブロンズ製 (芯材:鉄パイプ100φ)	W=2500~3000 H=3500~4000
4	屋内壁画	工藤晴也	薫る大地 —気・光・水—	大理石、ズマルト (色ガラス)	W2400×H2100×3面
5	屋内壁画	工藤晴也	いのち 生命の木	インド砂岩、 ズマルト (色ガラス)	W2500×H2000
6	屋内彫刻	速水史朗	水のかたちⅠ	白御影石 (白石島産)	W600×D600×H1100
7	屋内彫刻	速水史朗	水のかたちⅡ	白御影石 (白石島産)	W600×D600×H1100
8	屋内彫刻	速水史朗	「阿」	白御影石 (白石島産)	W400×D240×H500
9	屋内彫刻	速水史朗	「咄」	白御影石 (白石島産)	W400×D240×H500
10	人形 1	奥田小由女	蝶の精	特殊樹脂胡粉仕上	W120×D120×H180
11	人形 2	奥田小由女	あこがれ	特殊樹脂胡粉仕上	W120×D120×H180
12	人形 3	奥田小由女	春を待つ	特殊樹脂胡粉仕上	W120×D120×H180
13	人形 4	奥田小由女	幸せの鳥	特殊樹脂胡粉仕上	W120×D120×H180
14	人形 5	奥田小由女	森のともだち	特殊樹脂胡粉仕上	W120×D120×H180







凡例

植栽管理の範囲

この図面は平成23年度緊急雇用創出事業により、竣工図面のpdfファイルからCAD化したものです。
 受託者 「NPO法人 建物長寿命化ネットワーク」

横浜市建築局				工事名	上郷市民ふれあいの里(仮称)新築追加工事 (建築工事)				
年月日	H・4・1	縮尺	1/1,600(A3)	図面名称	配置図				
設計者				施設番号	棟番号	完年度	図面種類	図面枚数	図面番号
(株)内井昭蔵建築設計事務所				247001304					007

条例

横浜市上郷・森の家条例をここに公布する。

平成29年2月24日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第1号

横浜市上郷・森の家条例

(設置)

第1条 宿泊等の機会を通じて、市民に横浜の貴重な自然に触れることのできる環境の中で様々な体験、相互交流及び学びの場を提供することにより、ふるさと意識及び連帯感の醸成を図るため、横浜市上郷・森の家（以下「森の家」という。）を横浜市栄区に設置する。

(事業)

第2条 森の家は、次の事業を行う。

- (1) 宿泊のための施設の提供に関すること。
- (2) 体験学習等のための施設の提供に関すること。
- (3) 自然観察その他の自然に親しむ活動並びに施設を活用したプログラムの企画及び実施に関すること。
- (4) その他森の家の設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第3条 前条に掲げる事業を行うため、森の家に次の施設を置く。

- (1) 宿泊室
- (2) 温浴施設、集会室及び野外炊事場
- (3) 駐車場
- (4) 食堂

(開館時間等)

第4条 森の家の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第5条 次に掲げる森の家の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 森の家の施設の利用の許可等に関すること。
- (2) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) 森の家の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、森の家の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められたものを指定管理者として指定する。

5 市長は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第14条第1項に規定する横浜市上郷・森の家指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（指定管理者の指定等の公告）

第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（管理の業務の評価）

第7条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第5条第1項各号に掲げる森の家の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（利用の許可）

第8条 第3条第1号及び第2号に掲げる施設（温浴施設を除く。）を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に森の家の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、森の家の施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

(1) 森の家における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) 森の家の設置の目的に反するとき。

(3) 森の家の管理上支障があるとき。

(4) その他指定管理者が必要と認めるとき。

4 第1項の許可の手続について必要な事項は、規則で定める。

（利用料金）

第9条 前条第1項の規定により許可を受けた者又は温浴施設若しくは駐車場を利用する者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金（駐車場に係る利用料金を除く。）は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、

指定管理者は、後納とすることができる。

4 駐車場に係る利用料金は、駐車場から自動車を出場するときに納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第11条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、第8条第1項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 第8条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき。

(3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(入館の制限)

第13条 指定管理者は、森の家の入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。

(2) その他森の家の管理上支障があるとき。

(横浜市上郷・森の家指定管理者選定評価委員会)

第14条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による森の家の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市上郷・森の家指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 森の家に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第9条第2項)

種 別	単 位		利用料金
宿 泊 室	1 人、1 泊につき		円 15,000
温 浴 施 設	1 人、1 回につき		2,000
集 会 室	1 室、1 時間につき		18,000
野 外 炊 事 場	1 区画、1 時間につき		800
駐 車 場	大 型 車	1 台、30 分につき	600
	普 通 車		300